

「定型約款」 (家庭配置薬ご使用にあたってお願いとお知らせ)

この約款は、皆さまと奈良県家庭薬配置商業協同組合(〒639-2200 奈良県御所市 605-10。以下「当組合」といいます)に所属する家庭配置薬販売業者との間で、家庭配置薬の販売に関するルールを定めるものです。

1. (取引の仕組み ～先用後利～)

家庭配置薬は、皆さまのご家庭に薬箱を置かせてもらい、使用した分だけ代金をいただく伝統的な仕組み(先用後利)で販売しています。

2. (薬箱の設置)

はじめにご家庭を訪問させていただいた時に、薬箱を置かせていただきます。特に希望される薬がある時はお申しつけ下さい。

3. (置高票)

薬箱の中には、「置高票(おきだかひょう)」が入っています。置高票には、薬の価格と数量、及び薬箱を置かせていただく家庭配置薬販売業者(担当者)の所在地・連絡先と最後に訪問した年月日が記載されています。

4. (薬の使用)

薬箱内の薬には、各パッケージ毎に、使用上の注意事項が記載された「添付文章」が入っています。熟読いただいた上で、用量、用法を守ってご使用願います。わかりにくい時は、置高票に記載された家庭配置薬販売業者までお尋ね下さい。

5. (代金のお支払い)

薬箱内の薬を使用された場合、置高票に記載された代金が発生します。使用分の代金は、次回訪問させていただいた際にお支払ください。

6. (新しい薬の補充)

少なくなった薬は、次回訪問させていただいた時に、補充・交換させていただきます。

7. (期限切れのお薬の取扱い)

配置薬には配置期限があります。これは各パッケージ毎に記載されていますのでご確認ください。配置期限の過ぎた薬はご使用にならないようお願いいたします。

8. (長期間不在にされるときの対応)

入院や介護施設への入所などご自宅を長期間不在にされるときには、お手数ですが、薬箱・置高票に記載された連絡先へご連絡ください。また、他に連絡先をお持ちの場合には、あわせてご教示いただければ幸いです。

9. (家庭配置薬販売業者の交代)

皆さまのお宅へ訪問しておりました家庭配置薬販売業者が、都合により、別の者と交代して伺う場合がございます。その際、後任者が前任者より引継ぎを受けたことが判るものを持参させていただきます。ご不審な場合には、薬箱・置高票記載の連絡先か、当組合(0745-62-2101)までお問い合わせ下さい。

10. (家庭配置薬販売業者の交代後の取扱)

家庭配置薬販売業者が交代後、お薬の交換・補充は、交代後の者にお申し付けください。また、それまでに使用された代金も、交代後の者にお支払ください。

11. (家庭配置薬販売業者の訪問がない場合の対処)

概ね5年以上訪問がないときは、ほとんどの場合、薬の配置期限を過ぎていると思われますのでご注意ください。

12. 薬箱の処分についてのご相談は、薬箱の正面や置高票に記載された家庭配置薬販売業者へお願いします。

連絡が付かない場合は、奈良県家庭薬配置商業協同組合(0745-62-2101)、または、一般社団法人全国配置薬協会(〒930-0018 富山市千歳町 1-4-1 フリーダイヤル 0120-211-193)まで、ご連絡をお願いします。

また、業界では全国の都道府県に医薬品配置協議会(協会)を設置しています。ここでも、同じく相談対応しています。

お手数おかけしますが、よろしく申し上げます。

13. (定型約款)

ここで定められたルールは、民法第548条の2以下にかかる「定型約款」として、みなさんとの契約内容の一部とさせていただきます。

14. (定型約款の変更)

このルールは変更させていただくことがあります。

以 上